

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、本市の区域内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。第2において「法」という。）第34条の8第2項の規定による届出をした事業者が実施する性被害防止対策を図るための設備の購入や更新を行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、放課後児童クラブ利用児童の育成支援環境の改善を図り、もってこどもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において「放課後児童クラブ」とは、法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための場所をいう。

（補助対象事業）

第3 補助の対象となる事業は、放課後児童クラブにおいて性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業とする。ただし、次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体等が交付する他の補助金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（補助の種別等）

第4 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知す

る。

（交付の条件）

第7 市長は、補助金の交付の条件として、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。第8号において「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- （8）この補助金と事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し（費用の内訳が確認できるものに限る。）

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（補助の取消し等）

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

（市長の指示）

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月28日から実施する。

別表（第 4 関係）

補助対象経費	補助額
放課後児童クラブにおいて性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	支援の単位ごとに補助対象経費の合計額又は100,000円のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
事業者名
代表者名

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付申請書

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

様

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し（費用の内訳が確認できるものに限る。）

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

様

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金実績報告書を審査の結果、茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 5 号（第10関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所 在 地
事業者名
代表者名

印

茨木市放課後児童クラブ設備等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市
放課後児童クラブ設備等支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円